



よりよい明石の教育に向けて

【あかし教育懇話会 第4回会議資料】

あかし教育懇話会

目 次

1. 前回会議より_____ P1
2. 独自の学力テストの実施について_____ P2
3. 教育環境の整備_____ P4
4. 参考資料_____ P11

1. 前回会議より

前回（第3回）会議では、明石市における学力向上の取り組みについて、「確かな学力」の定義や学力を構成する要素の相関関係、国の学力向上施策の考え方などをふまえ、明石市においてどのように学力向上の取り組みを進めるべきかという観点から話し合った。

委員からは、明石市の中学校で実施されている少人数授業、習熟度別学習が、学力向上において効果があるのではないかという意見が出され、小学校においても少人数授業に加えて習熟度別学習の導入を検討してはどうかという提案がなされた。

また、地域の力を活用した放課後学習の展開や、地域住民、高校生等による学習支援ボランティアのいっそうの活用、「科学の甲子園」など科学に興味を持つ子どもの励みになる機会を市としてつくっていくこと、こうした取り組みもふまえた高校や大学等との連携、スピーチ力などの「言葉の力」をもっと育てていくべきことなど、さまざまな提案がなされた。

学力テストについては、子どもの学力を客観的に把握し、学習指導に活用するという目的に加えて、適切な目標設定を行うことで、子どもの学習意欲を高めるといった効果も期待できるという意見が出され、明石市独自で学力テストを実施すべきということについて、委員相互で確認された。学力テストを具体的にどのような方法で実施するかということに関しては、テスト問題の作成方法等も含め、その方向性を改めて次回（第4回）の懇話会で検討することとなった。

一方、学力向上のためには、学習に集中できる環境が重要であるとの認識から、学校施設の充実等に関する意見が出された。少人数授業を進めるためには教室が不足していること、一部の学校で教室が過密になっている現状なども報告され、学習環境の整備の前提ともなる学校規模の適正化についても次回（第4回）懇話会で話し合いを行うこととした。

《学力向上に関する主な意見》

- ◆ 少人数授業、習熟度別学習をさらに充実すべきである。
- ◆ 市内の各地域で放課後学習の場の展開など、地域の力を活用できないか。
- ◆ 「科学の甲子園」など子どもの励みになる機会をつくってほしい。明石チームをつくって参加できないか。
- ◆ スピーチ力など「言葉の力」の育成が重要。
- ◆ 市独自の学力テストは実施すべき。（学力の客観的把握、子どもの学習意欲の動機づけにもなる）
- ◆ 子どもが学習に集中できる環境を整備してほしい。（教室の不足、教室の過密状態の解消）

2 独自の学力テストの実施について

(1) 特に留意すべき点

■ 問題作成、採点、結果分析等にかかる負担の軽減、体制・システムづくり

独自の学力テストを実施するにあたり、実施時間や問題作成、採点、結果分析等を行うことによる教育課程への影響や、教員の負担の軽減を図るための体制・システムづくりが必要

⇒新学習指導要領により授業時間が増加した教育課程への影響並びに、教員の事務処理量の増加、生徒指導、クラブ指導、保護者対応等の学習指導以外に費やす時間の増加による教員の子どもに向き合う時間の減少と負担の増加への対応が必要ではないか。

■ 学力テストの実施と結果の公表に対する考え方の整理

学力テストは、本市の児童生徒の学力・学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること並びに、一人ひとりの学習状況を把握し、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることが本来の目的であるが、一方では、教育施策に関する市民への説明責任として、明石の子どもの学力の現状を知らせる必要がある。

⇒学力テストの結果の公表について、どのように取り扱うのか。

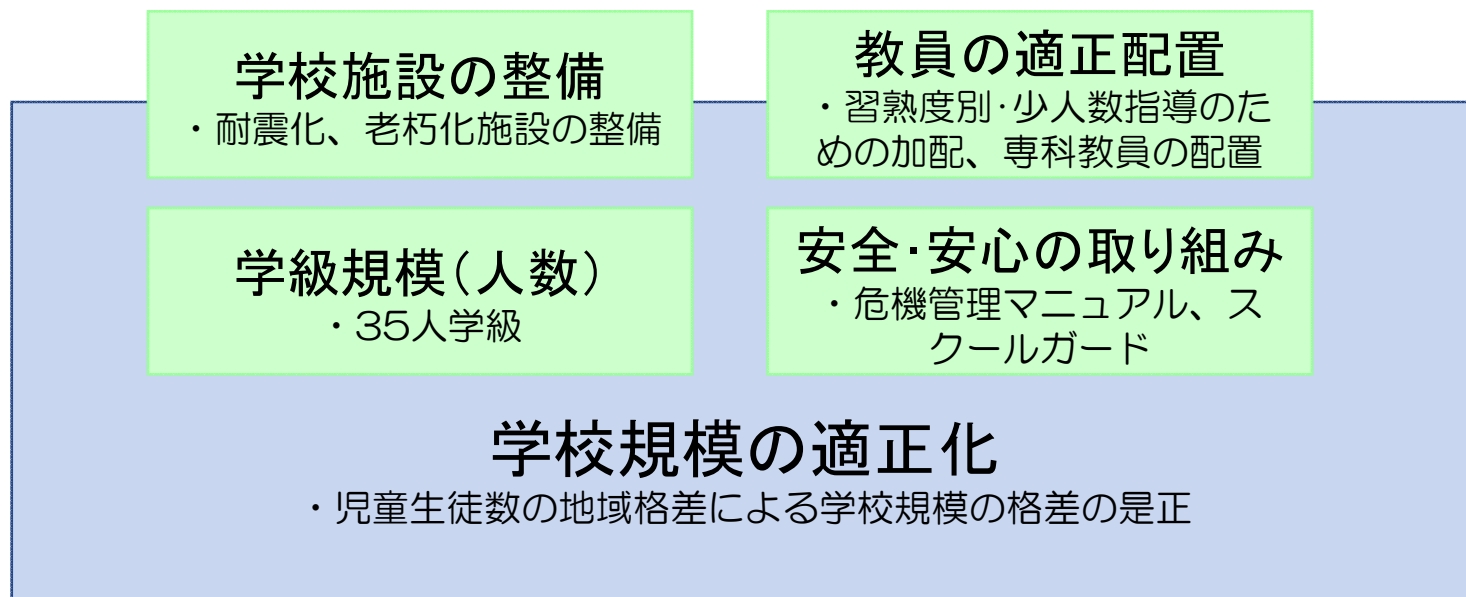
(2) 教育委員会で検討すべき事項

(1) 実施方法について	悉皆(全学校)か抽出か
(2) 実施時期について	結果を活かすことができる時期設定はいつか
(3) 実施学年について	どの学年を対象とするか
(4) 実施教科について	2教科か、4教科(5教科)か
(5) 問題作成について	だれが作成するか
(6) 採点について	だれが採点するのか
(7) 集計・分析について	短期間で処理可能な体制と児童生徒等へのフィードバックに役立つ分析をどうするのか
(8) 調査結果の扱いについて	調査結果をどう活用するか、公表はどうするのか

3. 教育環境の整備

(1) 趣旨

人口減少社会、少子高齢化社会の進展と、明石市における年少人口の地域差などが拡大する中で、義務教育の機会の均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもたちの「生きる力」を培うことができる学校教育を将来にわたり保障する観点から、学校施設の適正立地をはじめ、教育環境の整備の方向性を明らかにする必要がある。



近年の少子化等の影響により、明石市内でも児童生徒数の地域差、小中学校間での学校規模の格差が拡大している。その結果、小規模校ではクラブ数の減少や、教師一人あたりにかかる児童生徒への指導以外の公務負担の増加、大規模校では施設の狭隘化や、教師がきめ細かな指導を行うことが困難になるなどの問題が生じている。また、学校の施設整備の面においても、その前提として学校規模が適正化されていることが望まれる。

(2) 適正な学校規模について

学校規模については、「学校教育法施行規則」により、「小・中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない」と定められている。

文部科学省による学校規模の分類は以下のとおり。明石市では現在、過小規模校はなく、小規模校が小学校1校、中学校2校、大規模校が小学校2校、中学校2校、過大規模校が小学校2校となっている。

学校規模の区分	過小規模 (1～5学級)	小規模 (6～11学級)	適正規模 (12～18学級)	統合の場合の 適正規模 (19～24学級)	大規模 (25～30学級)	過大規模 (31学級以上)
明石市の小学校	0	1	17	6	2	2
明石市の中学校	0	2	6	3	2	0

なお、適正な学校規模に関連して、適正な通学距離の基準があり、「小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること」と定められている。明石市では最も遠い通学距離が小学校で2.40km（藤江小学校）、中学校で3.08km（魚住中学校）となっており、通学距離の基準を満たしている。

(3) 小規模校、大規模校のメリット・デメリット

小規模校(小規模化)

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ● 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ● 1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ● 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ● 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ● 児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。 ● 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ● 異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ● 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ● 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ● 切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ● 組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営面・財政面	<ul style="list-style-type: none"> ● 全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ● 学校が一体となって活動しやすい。 ● 施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ● 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ● 一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ● 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ● 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● P T A 活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

資料: 中央教育審議会初等中等教育分科会 小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会

大規模校(大規模化)

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ● 集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 ● 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ● 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ● 児童・生徒数、教職員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりやすい。 ● 様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 ● 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ● クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ● 切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 ● 学校全体での組織的な指導体制が組みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。 ● 全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
学校運営面・財政面	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ● 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ● 校務分掌を組織的に行いやすい。 ● 出張、研修等に参加しやすい。 ● 子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員相互の連絡調整が図りづらい。 ● 特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● PTA活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

資料:中央教育審議会初等中等教育分科会 小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会

(4) 学校規模の適正化に向けた施策

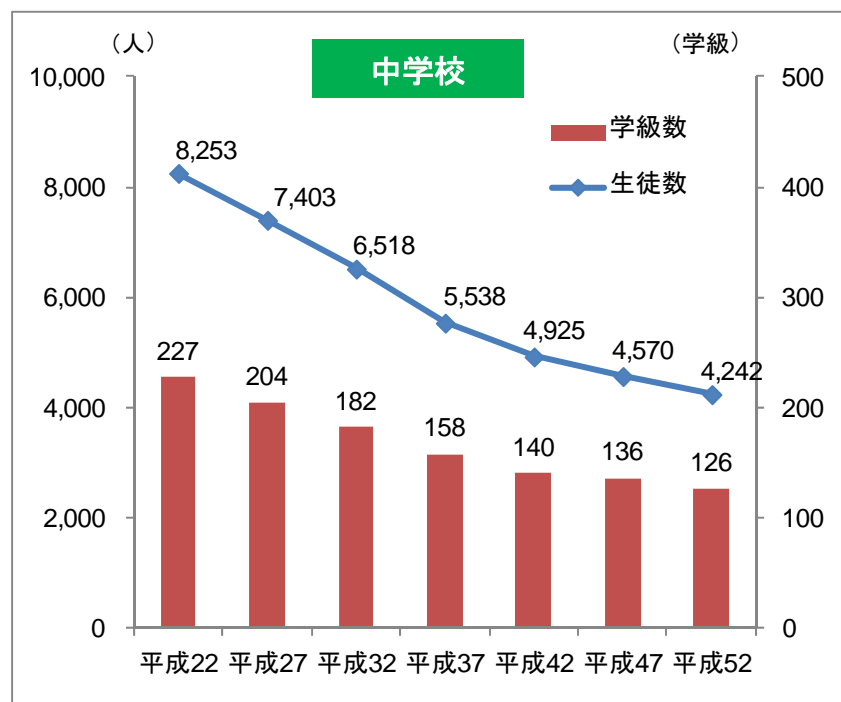
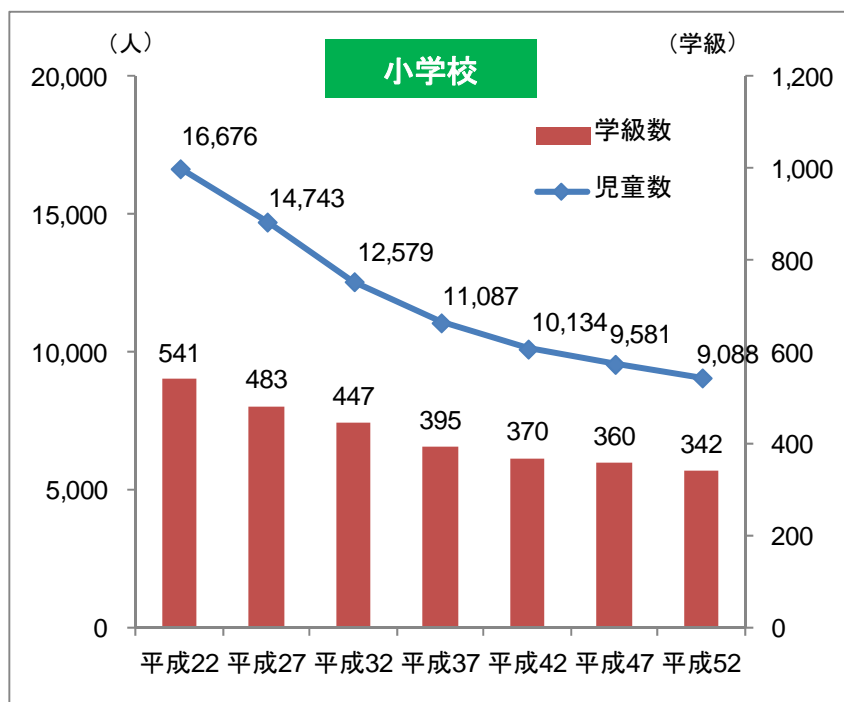
<p>通学区域の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入するなど、通学区域の線引きを変更するもの。 ● 基本的には大規模校の通学区域を縮小し、小規模校の通学区域を拡大することになる。 ● 通学区域が拡大される場合は適正な通学距離についても留意が必要。 ● 通学区域の変更は、校区単位の地域活動等への影響も大きい。 	
<p>調整区域の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 調整区域とは、特定の地域に住む児童生徒に限って、就学が指定されている学校が教育委員会が指定する調整校かのいずれかの選択ができる地域。 ● 一時的に児童生徒数や学級数の調整が可能だが、子ども会活動等に支障をきたしたり、兄弟姉妹で別の学校に通学する事態を招くことがある。 	
<p>学校の統廃合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模校を廃校し隣接する学校に統合する方法、隣接する複数校を廃校し新しい学校を設置する方法などがある。 ● 通学距離、地域活動等への影響は「通学区域の変更」と同様。 	
<p>学校選択制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育委員会が就学を指定している学校に行くか、別の学校に行くかを保護者および児童生徒の主体的な判断に基づいて選択する制度。 ● おおむね以下に大別される。そのうち、自由選択制は完全に自由な選択が可能、ブロック選択制、隣接区域選択制は、ブロック内や隣接区域の学校から選択できる形態だが、各学校で受入枠を設けるなど、極端な偏在が起きないようにしているところが多い。一方、特認校はへき地の小規模校などにおいて指定を行うパターンが多い（小規模特認校制度）。 	
	<p>自由選択制</p>	<p>当該市区町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの</p>
	<p>ブロック選択制</p>	<p>当該市区町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの</p>
	<p>隣接区域選択制</p>	<p>従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの</p>
	<p>特認校制</p>	<p>従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市区町村内のどこからでも就学を認めるもの</p>
<p>特定地域選択制</p>	<p>従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの（上記の調整区域とほぼ同じもの）</p>	

(5) 学校規模の今後の動向について(将来推計)

全国的に人口減少社会、少子高齢化社会となっており、明石市においても、今後は人口が減少していくものと見込まれている。そのため、中長期的には、現在の学校配置を維持するとしても、大規模校はなくなり、小規模校が増えていくものと想定される。

このような中、学校の改修や修繕需要が継続的に発生する一方で、教育関係経費や維持保全費は減少していくものと見込まれるため、学校の数が減らない場合は1つの学校に充てる経費も減少すると想定される。学校規模の適正化については、このような状況も考慮に入れながら検討を行う必要がある。

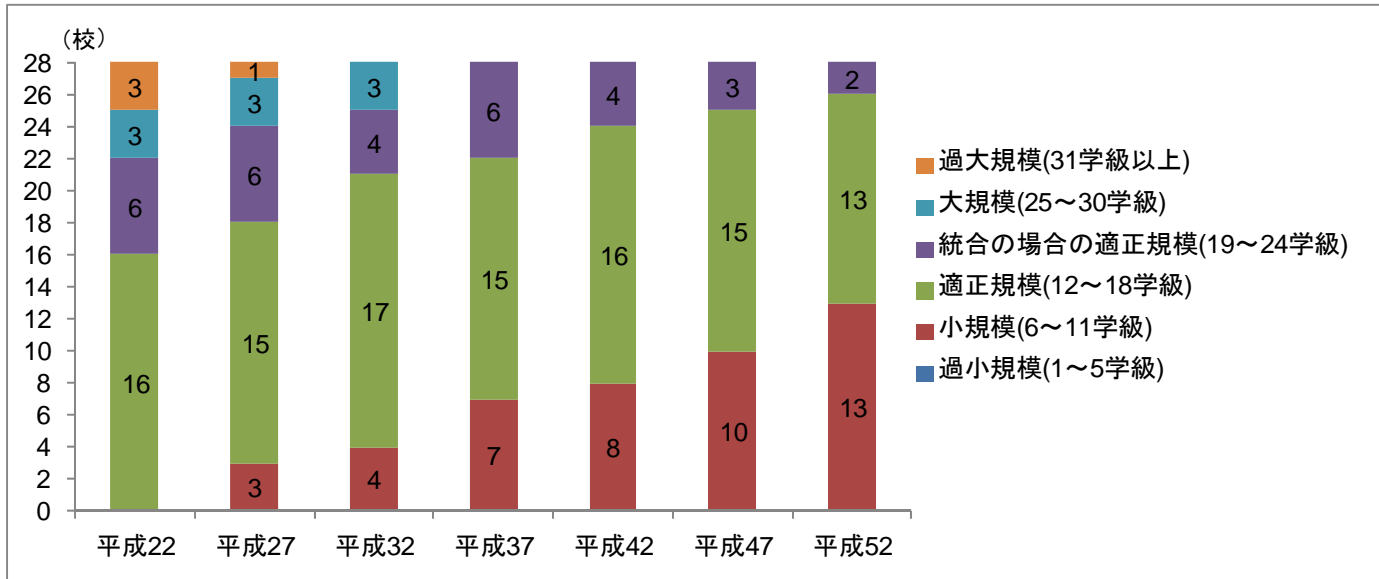
＜小中学校の児童生徒数・学級数の将来推計＞



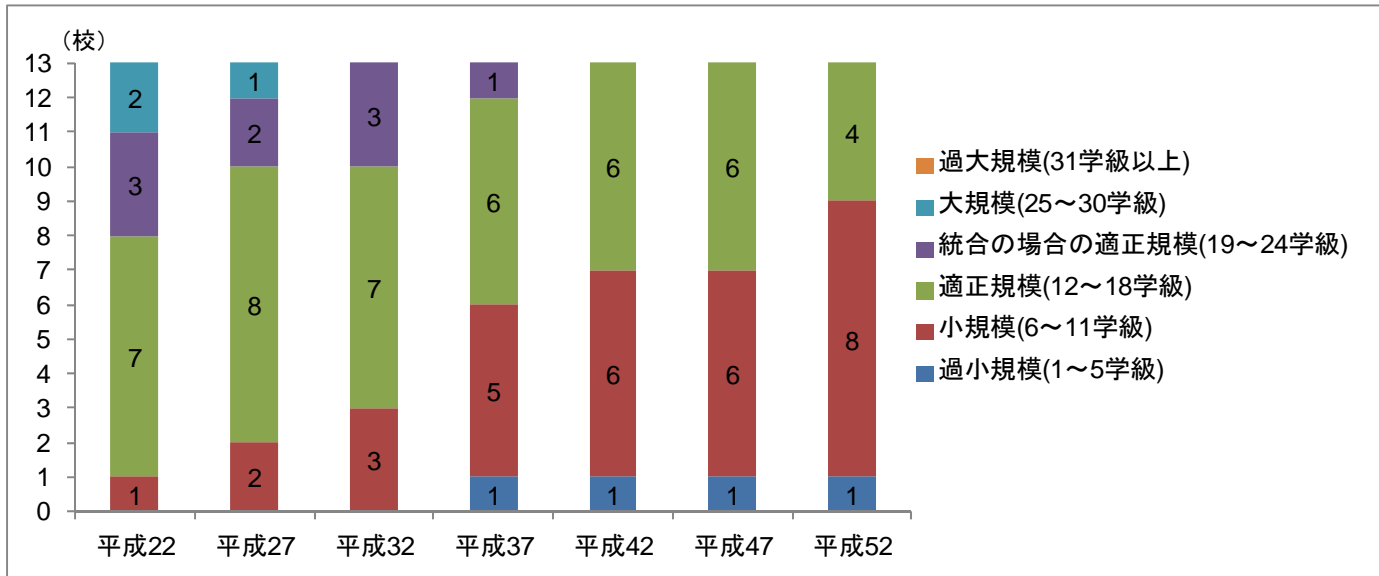
資料: 明石市

＜学校規模別小中学校数の将来推計＞

小学校



中学校



4. 参考資料

(1) 学校規模の標準に関する規定等

■学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。（同第79条により、中学校に準用）

■義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

■公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第3条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

- 2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む）の一学級の児童又は生徒の数の標準は、次の表*の上覧に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

*別表で小学校、中学校の1学級標準を40人と規定

(2) 明石市小中学校の建築年度、改修状況等

小学校

小学校名	建築年度	改修状況
明石	昭和53	改修中(～平成24)
松が丘	昭和42	改修済
朝霧	昭和45	改修予定(平成25～)
人丸	昭和34	改築予定(平成25～)
中崎	昭和55	改修中(～平成24)
大観	昭和42	改修済
王子	昭和44	改修中(～平成24)
林	昭和44	改修済
鳥羽	昭和45	改修中(～平成24)
和坂	昭和58	改修不要
沢池	昭和54	改修中(～平成24)
藤江	昭和43	改修済
花園	昭和44	改修中(～平成24)
貴崎	昭和44	改修済
大久保	昭和30	改修済
大久保南	平成10	改修不要
高丘東	昭和50	改修中(～平成24)
高丘西	昭和50	改修中(～平成24)
山手	昭和42	改修済
谷八木	昭和53	改修予定(平成25～)
江井島	昭和54	改修中(～平成24)
魚住	昭和45	改修中(～平成24)
清水	昭和55	改修予定(平成25～)
錦が丘	昭和48	改修済
錦浦	昭和46	改修済
二見	昭和38	改修済
二見北	昭和37	改修済
二見西	平成9	改修不要

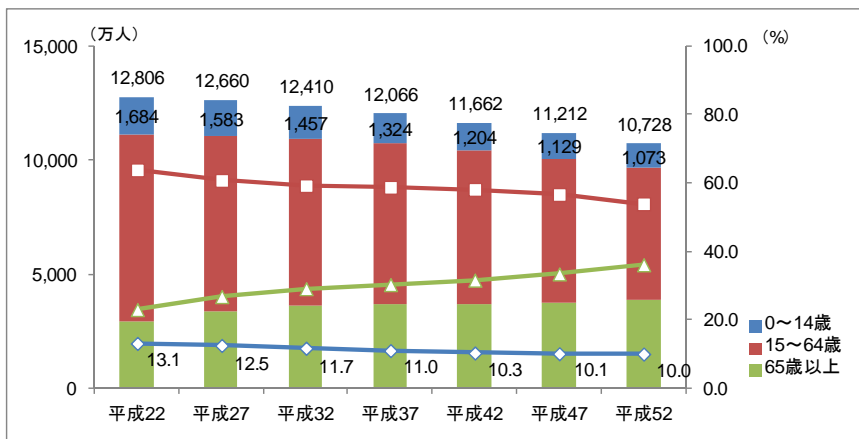
中学校

中学校名	建築年度	改修状況
錦城	昭和27	改修中(～平成24)
朝霧	昭和50	改修予定(平成25～)
大蔵	昭和43	改修済
衣川	昭和44	改修予定(平成25～)
野々池	昭和52	改修予定(平成25～)
望海	昭和46	改修中(～平成24)
大久保	昭和35	改修中(～平成24)
大久保北	昭和61	改修不要
高丘	昭和50	改修済
江井島	昭和53	改修予定(平成25～)
魚住	昭和32	改修中(～平成24)
魚住東	昭和56	改修済
二見	昭和47	改築中(平成24～)

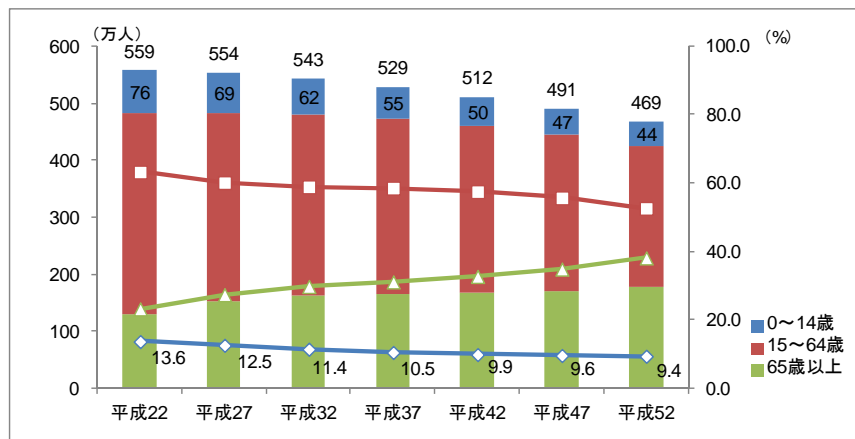
資料: 明石市

(3) 全国、兵庫県、明石市の将来推計人口

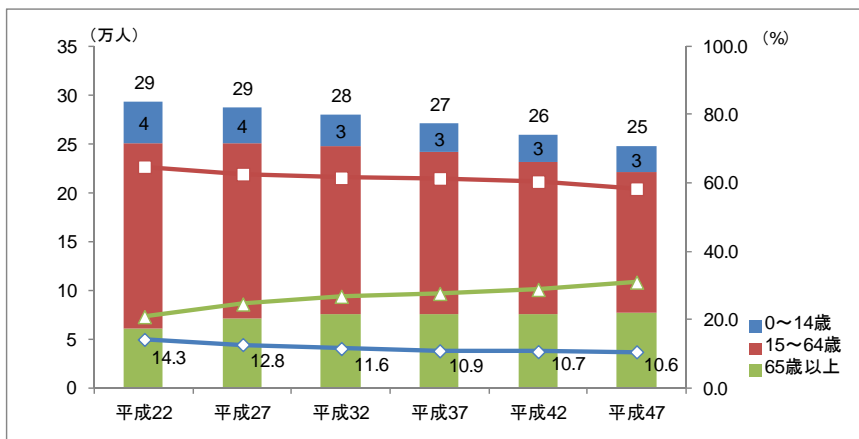
(全国)



(兵庫県)



(明石市)



資料：
 全国 日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)平成24年1月
 兵庫県 兵庫県の将来人口(兵庫県)平成20年5月
 明石市 第5次長期総合計画(明石市)平成23年3月

(4) 明石市小中学校における児童生徒数の将来推計値

小学校 小学校名	実績値←推計値 (人)						
	H24	H27	H32	H37	H42	H47	H52
明石	458	387	333	291	266	251	242
松が丘	382	358	308	269	246	232	218
朝霧	602	497	427	375	344	325	309
人丸	788	734	634	554	506	478	454
中崎	307	268	231	201	184	174	166
大観	259	267	230	202	184	174	165
王子	294	275	238	209	192	183	175
林	447	410	353	307	281	266	251
鳥羽	512	462	397	347	318	301	285
和坂	333	282	241	210	192	181	172
沢池	597	550	471	412	377	355	336
藤江	558	529	455	398	363	342	324
花園	446	386	334	294	268	254	240
貴崎	308	291	251	217	196	186	180
大久保	1,157	899	773	679	622	588	559
大久保南	1,115	1,026	880	772	707	669	632
高丘東	341	308	266	233	214	201	190
高丘西	470	393	336	293	268	254	240
山手	751	634	546	477	436	412	392
谷八木	401	374	320	281	255	243	230
江井島	964	1,007	867	755	690	653	618
魚住	749	738	635	558	509	481	453
清水	701	679	584	510	465	440	420
錦が丘	425	394	337	293	266	251	238
錦浦	927	846	727	638	583	551	523
二見	456	447	384	334	306	290	274
二見北	774	801	688	600	550	519	493
二見西	583	501	433	378	346	327	309
合計	16,105	14,743	12,679	11,087	10,134	9,581	9,088

中学校 中学校名	実績値←推計値 (人)						
	H24	H27	H32	H37	H42	H47	H52
錦城	198	174	153	129	115	107	100
朝霧	458	434	381	325	287	267	249
大蔵	563	469	413	351	311	289	269
衣川	536	482	424	361	321	298	276
野々池	688	654	576	490	435	404	374
望海	752	647	570	483	429	400	371
大久保	1,044	853	752	638	568	525	489
大久保北	524	442	389	332	295	275	255
高丘	384	354	312	266	236	218	202
江井島	624	500	441	374	334	309	288
魚住	972	848	746	633	565	523	484
魚住東	668	605	533	453	403	373	346
二見	983	941	828	703	626	582	539
合計	8,394	7,403	6,518	5,538	4,925	4,570	4,242

資料：明石市